

令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)第1回 議事要旨

日時:令和3年12月20日(月) 13:00~15:00

会場:中央合同庁舎3号館11階 国土交通省 インフラDX ルーム

<これまでの取組について(資料6-1、資料6-2)>

- 市町村から要配慮者利用施設への助言・勧告の事例を今後収集し、活用することが望ましい。
- 市町村が的確に助言・勧告をできないことも想定されるため、国や都道府県による支援が求められる。
- 今後、豪雨災害での避難確保計画の具体的な活用事例を収集し共有することが望ましい。
- 市町村から指摘されたことを施設が実施するだけではPDCAにならないので、施設が自ら避難確保計画を見直す仕組みにしていくことが重要である。
- 地域防災計画への位置付けは市町村に裁量権があり、特に学校については、地域防災計画への位置付けの考え方は市町村によってばらつきがあると思われる。ある程度考え方を揃えていくことが望ましい。

<手引きの改定案について(資料6-3、資料7)>

～第1章、第2章～

- 洪水と土砂災害など、複数の災害リスクを抱えている施設があることから、複数の災害リスクに留意が必要である旨を示す必要がある。同様に、訓練についても複数の災害リスクを想定した対応が必要である。

～第3章～

- 通所施設は事前休業により多くの命が助かることにつながる。今回、事前休業の項目を追加することは大変よい。
- 避難誘導のための人員確保は施設にとって容易ではないことから、外部の避難支援協力者の協力は重要である。しかし、地域とのつながりが薄くなってきていることや住宅地から離れた場所にある施設など、地域の協力が得られないところも多い。
- 通所施設について、開所前の時刻であれば事前休業を指導している。また、在所中に気象状態が急変した場合は帰宅させると危険な場合もあるため滞在確保するように施設を指導している。
- 在宅利用者がハザードの厳しい場所に居住している場合は、安全な場所にある在宅サービス施設を避難先として提供し、そこに避難してもらうことも考えられる。通い慣れているところが避難先であれば安心して避難できる。

～第4章～

- 立退き避難と屋内安全確保のどちらを選択するかについては、施設側で判断するのが難しい場合がある。施設は負担の少ない屋内安全確保を選択しがちであるが、安易に屋内安全確保に流れてしまうと危険である。施設の判断を支援するため避難先選定のフローチャートのようなものを示すとよいのではないかと。
- 立退き避難か屋内安全確保かを迷っている施設は多い。立退き避難は相当な時間を要するし、避難時に持ち出しするものの準備や利用者の精神的な負担、避難先での電源の確保等の整備の問題もある。
- 避難時間について、立退き避難を前提にした記載になっているようだが、立退き避難と屋内安全確保では避難時間は大きく異なるため、立退き避難と屋内安全確保は書き分けたほうがよい。

- 緊急安全確保を安易に考えてはいけないので、まずは、事前の避難のことを明記した上で緊急安全確保について書いたほうがよい。
- 立退き避難と屋内安全確保では、避難開始のタイミングが異なる場合が多いため、立退き避難と屋内安全確保の避難開始タイミングは書き分ける必要がある。また、立退き避難の際には、持ち出し品の準備等についても示すとよい。
- 本手引きというよりは BCP の方が馴染むかもしれないが、利用者の支援(ケア)に関して留意点を示してはどうか。
- 障害者については、「ケア」という表現は馴染まないため、「支援」という表現を用いてもらいたい。
- 避難確保計画と非常災害対策計画を一体的に作成する場合、水災害の他に、地震等も含めて作成することになるので、災害の種類に応じて書き分け出来るようにするとよい。また、利用者の特性や個々の施設の特性によって異なる部分について、手引きのなかで書き分けるとよい。
- 障害者の避難先について、一般の避難所に避難した際、大声を発する利用者(障害者)や盲導犬を伴う利用者(障害者)を、受入れて貰えない雰囲気がある。

～第5章～

- 入所施設における非常用電源の燃料については、ある程度長い時間稼働できるように確保すべきと考える。
- 一般の方が使うような消防用の避難器具ではなく、施設利用者の状況に応じて階段昇降機等の設置も必要である。

～第6章、第9章、第10章～

- 訓練結果の振り返りのためには、訓練時に目的と目標を設定する必要がある。米国 AAR (After Action Review) では非常に簡単な4項目を書かせることでボトルネックを抽出しやすくなる。
- 避難支援協力者や利用者の家族向けの防災教育も必要である。
- 理想的なタイムラインを作成するだけでなく、タイムラインに沿って行動できなかった時の対応を考えたものにしておく必要がある。
- タイムラインは、災害のパターンや避難先に応じて作成する必要がある。また、タイムラインで想定していない状況になった場合にも柔軟に対応できるような内容にする必要がある。
- タイムラインは日中と夜間や施設の特性などに応じたものを作成する必要がある。
- タイムラインを施設職員で共有することが重要であり、共有の仕方についても示しておくとうい。
- 秋田県の雄物川水害では、逃げる前に車に全て物資を入れておき、逃げると判断した時には、すぐに人だけ乗せて避難することができた。
- 事前に決めた場所とは違う場所に避難してうまく避難できた事例もある。タイムラインの検討でさまざまなことを想定していたので対応できた。

<eラーニング教教材の構成案について(資料8)>

- eラーニングは有効であり、空き時間にスマホ等でも容易に視聴できるようにするとよい。
- eラーニングで学んだことを、テスト画面によって振り返れるようにするとよい。
- eラーニングの動画の説明者は一般の方よりも専門家のほうが説得力があり効果的である。

※本議事要旨には欠席委員からの事前意見を含む。

令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会（フォローアップ会議）

令和3年12月20日

【浦山室長】 定刻となりましたので、これより検討会を開催したいと思います。

まず、ウェブで参加の委員の皆様、音声等、聞こえておりますでしょうか。

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、お手元に配付、またはメール等で事前に送らせていただいております。資料は、資料1から資料8でございます。資料1に資料目次がついております。参考資料もございますので、こちらのほうも御確認いただければと思います。

次に、ウェブで参加の方にお願いがございます。発言されるときはマイクのミュートを解除していただき、発言が終わりましたらマイクをミュートに戻してください。会場の皆様は、そのままご発言ください。よろしく申し上げます。それから、ウェブで参加の皆様がご発言いただく場合は、手挙げ機能がございますので、そちらを押していただくか、チャット又は、直接「発言があります」とお知らせください。どうぞよろしく申し上げます。また、発言される際は、カメラをオンにいただければと思っております。

それでは、令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます国土交通省河川環境課水防企画室の浦山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の検討会につきましては、資料2の議事次第に従って進めてまいります。御確認をお願いいたします。

それでは、初めに、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長の内藤正彦より御挨拶を申し上げます。

【内藤課長】 河川環境課長、内藤です。本日は、委員の皆様には、年末で大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度の検討会では、熊本県球磨川の高齢者施設の被災を受けまして、避難の実効性確保の方策について取りまとめを提出していただきました。その点につきまして、改めて感謝申し上げます。

昨年度の取りまとめを受け、今年5月には水防法、土砂災害防止法を改正しまして、避難確保計画について市町村が助言を行う制度を創設し、避難の実効性を高めるための取組

について実行に移しているところであります。今年度は、その市町村や各施設におきます取組を一層支援するため、これまでの検討成果を生かしまして、避難確保計画の作成の手引きに反映させるということで、その内容の充実を図ってまいりたいと考えているところであり、厚生労働省と共同で本検討会を設置させていただいたところであります。委員の皆様には、手引きの改定内容など、これらの取組につきまして、専門的な立場から忌憚のない意見を伺えればと考えております。本日はよろしくお願ひいたします。

【浦山室長】 ありがとうございます。

それでは、資料3に今回の検討会の概要を示していますので、資料3を御覧ください。今回は1回目ということで、もう1回、年度内に開催し、とりまとめをお願いしたいと思っております。

続きまして、本検討会の委員について御紹介をさせていただきます。委員名簿につきましては資料4にありますので、御確認ください。

それでは、あいうえお順で御紹介をさせていただきます。まずは、井上委員でございます。

【井上委員】 井上と申します。よろしくお願ひいたします。

【浦山室長】 ありがとうございます。それから、今回は障害者関係の方にも委員をお願いしております。五代儀委員でございます。

【五代儀委員】 五代儀と申します。よろしくお願ひいたします。

【浦山室長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、内田委員です。

【内田委員】 内田です。よろしくお願ひいたします。

【浦山室長】 続きまして、鍵屋委員でございます。

【鍵屋委員】 鍵屋です。よろしくお願ひいたします。

【浦山室長】 前年度、座長として御尽力いただき、ありがとうございます。

続きまして、川口委員でございます。前年度から引き続きでございます。

【川口委員】 川口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【浦山室長】 続きまして、今回新たに委員をお願いしております身体障害者の施設協議会の川崎委員でございます。

【川崎委員】 川崎です。よろしくお願ひいたします。

【浦山室長】 続きまして、昨年度からの継続です。小林委員でございます。

【小林委員】 小林です。よろしくお願ひいたします。

【浦山室長】 続きまして、阪本委員でございます。

【阪本委員】 阪本です。よろしくお願いいたします。

【浦山室長】 続きまして、岩手県岩泉町、昨年からの継続でございます。佐々木委員でございます。

【佐々木委員】 岩手県岩泉町、佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

【浦山室長】 続きまして、老人福祉施設協議会から鴻江に替わりまして種岡委員でございます。

【種岡委員】 種岡でございます。鴻江に替わりまして、今年からお邪魔させていただきます。よろしくお願いいたします。

【浦山室長】 続きまして、林委員でございますけれども、本日欠席と伺っております。事前にご意見いただいておりますので、後ほど、御紹介をさせていただきます。

それから、行政委員でございます。オブザーバーとして参加していただいています。まずは内閣府政策統括官防災担当の参事官の矢崎委員でございますが、本日、代理で宮下参事官補佐が御出席です。

【矢崎委員代理（宮下）】 宮下です。よろしくお願いいたします。

【浦山室長】 同じく内閣府の避難生活担当の参事官でいらっしゃいます重永委員でございます。

【重永委員】 重永です。よろしくお願いいたします。

【浦山室長】 それから、引き続き昨年からでございます、消防庁の防災課長の荒竹委員でございます。

【荒竹委員】 荒竹でございます。よろしくお願いいたします。

【浦山室長】 続きまして、今回、新たに今回参加いただきます厚生労働省障害福祉課長の津曲委員でございますけれども、本日は代理で照井課長補佐に御出席いただいております。

【津曲委員代理（照井）】 よろしくお願いたします。照井と申します。

【浦山室長】 なお、内田委員につきましては、13時50分頃に退席されます。

それでは、続きまして、今回の検討会の規約について説明させていただきます。資料5でございます。目的につきましては、昨年度の検討会を踏まえ、これまでに実施した取組を報告しますので、これについて助言等をいただければと思っております。

次に、本検討会の主目的になります、避難確保計画作成の手引きの改定です。これにつ

いては、昨年の検討会の成果を反映したいと考えています。

本検討会の座長につきましては、昨年度の検討会で座長を引き受けていただきました鍵屋先生にお願いできればと思っております。

それから、事務局は国土交通省河川環境課と厚生労働省高齢者支援課にて対応したいと考えております。委員の皆さま、如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【浦山室長】 それでは、本規約に従って進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります前に、鍵屋座長から御挨拶を頂戴したいと思います。

【鍵屋座長】 ありがとうございます。座長に推挙されました鍵屋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年度に引き続き、高齢者施設等の避難確保に関する検討会のフォローアップということでございますが、高齢者等施設というのは、多くの地域において災害時のとりで、高齢者・障害者等の命を守るだけでなく、場合によっては、福祉避難所として地域住民の命をも支える重要な施設でございますが、近年、災害が非常に、特に豪雨災害が厳しいということでございます。

また、高齢者等の増加に伴い、立地の悪い場所に建設せざるを得ない、そういった施設も多くございますが、まずは、どんな場合であっても安全が確保できるように、今回、手引きの改定とeラーニングテキストを作るということでございますので、ぜひ皆様方の御尽力をお願いしたい。御知見をぜひ活用させていただきたいと考えております。

それで、今日は、新たに厚労省から障害福祉課長さんにも御参加をいただきました。私事ですが、東日本大震災が終わりました後、厚労省から3年間の科研費をいただきまして、そして障害福祉施設の被災状況というものずっと研究してまいりました。仲間とともに100人以上の当事者、あるいは関係者施設の方からお話を伺い、アンケートを本当に多くいただき、また六十幾つの施設にはワークショップを何とかやっていただきながら、福祉施設のBCPの在り方というものを研究させていただいたということで、障害の方々が多に苦勞されたのかというのを毎回、本当に胸をいっぱいにして帰ってきたことを覚えております。もし事前の準備、それから計画、訓練があったなら、きっと多くの方が助かっていたのではないかなというのが実感としてございます。

また、高齢者施設でも、475名の入所者と173名の施設職員も亡くなっています。その方々

も恐らく今回のこの真摯な検討結果を待ち望んでおられるというのか、その方々の御無念をぜひ今回の検討結果に反映させ、もう二度と災害は弱い者いじめという社会にはしないようにお力をいただければと思います。

このような計画をつくり、しっかりと守るということは、高齢者・障害者だけではなく、職員の命、地域住民の命も守るものでございます。非常に貴重な機会でございますので、皆様方の貴重なお時間を使って申し訳ございませんけれども、ぜひとも御協力のほどよろしくお願いいたします。

【浦山室長】 ありがとうございます。

これより議事に移りますので、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。報道関係者の皆様におかれましては、恐れ入りますが、退席をお願いしたいと思います。なお、検討会の傍聴につきましては、この隣の部屋で傍聴できますので、宜しくお願いいたします。

(報道関係者退室)

【事務局】 それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行は、座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

【座長】 それでは、議事を進めてまいります。本日の進め方ですが、事務局から資料6-1、資料6-2の説明を最初にしていただき、一度、御質問や御意見をいただきたいと思います。その後、資料6-3の手引きの改定案について、これが今日のメインでございますので、事務局から章を分けて説明をいただき、御議論をいただきたいと考えております。

では、事務局から資料6-1、6-2の御説明をお願いします。

【事務局】 事務局の国土交通省河川環境課水防企画室の〇〇といたします。本日は資料6について説明をさせていただきます。

まず、資料6-1と資料6-2について御説明をさせていただきます。資料6-1のほうがこれまでの取組の経過になっておりまして、これまで取り組んできた内容を時系列的に整理したものになります。資料6-2につきましては、それらの内容について詳細に説明させていただいたものになります。

次のスライド、お願いします。資料6-1ですが、これまでの取組の経過です。昨年度、令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会で取りまとめをいただいた成果になります。この検討会での議論を受けて、この取りまとめに先立ちま

して、令和3年度の出水期までに間に合うように、施設管理者等自らが施設の避難確保計画の点検を行っていただき必要に応じて改善を行うよう国交省、厚労省が連携して依頼の通知を出しております。

まず、令和3年5月10日流域治水関連法公布です。水防法・土砂災害防止法を改正し施設から市町村へ避難訓練結果の報告の義務化、報告を受けた市町村による助言・勧告制度の創設を行っております。特定都市河川浸水被害対策法も改正しまして、浸水被害防止区域制度を創設して、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域については、高齢者施設を含む要配慮者利用施設等の建築などに対し安全な対策を立てるなどの規制を行うこととしております。

次に、要配慮者利用施設の避難の実効性確保についての通知です。関係省庁と連携して高齢者施設を含む要配慮者利用施設に対して避難の実効性を確保するよう通知を出しております。

次に、要配慮者利用施設の避難確保計画に関する市町村職員向けの研修会の実施についてです。この研修会は、令和3年7月26日、28日、29日、計8回実施しております。全国約900の市町村に参加をいただいたところです。

避難確保計画早期作成の再通知ということで、10月1日に改めて避難確保計画作成及び訓練の実施について促進の通知を出しております。

最後、令和3年2月24日に依頼しました施設管理者等自らによる点検結果について点検を取りまとめましたので、この結果を共有するとともに、改めて避難の実効性の確保の取組の促進をお願いしたところでございます。以上、これまでの取組の時系列的な内容になります。

次のスライドから資料6-2になります。ここからは、今説明した取組の内容などを少し詳しく説明をさせていただきます。

次のスライド、お願いします。最初に、現在の作成状況ということで、水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況を示しております。学校、病院を含めた要配慮者利用施設ですと74%の作成率、そのうち社会福祉施設は75%といったところになっています。平成29年以降、対象施設も増えていますが、作成数も右肩上がりです上がっております。

次は、都道府県別の作成状況になります。参考までに見ていただければと思います。

次のスライド、お願いします。こちらは、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の

避難確保計画の作成状況というところです。こちらと同じく、要配慮者利用施設全体では74%、うち社会福祉施設は75%といったところです。

次に同じように、都道府県別の作成数を載せていますので、参考までに見ていただければと思います。

次のスライド、お願いします。こちらは要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直しになります。先ほども説明しましたが、水防法・土砂災害防止法を改正し、施設管理者等に今まで義務づけていた避難確保計画の作成及び市町村への報告、避難訓練の実施に加えて、避難訓練の結果についても市町村に報告することを義務づけました。さらに報告を受けた市町村は、その内容を確認して、必要に応じて施設に対して助言・勧告できる制度を創設しております。

次のスライド、お願いします。浸水被害防止区域制度の創設についてです。こちらは特定都市河川浸水被害対策法を改正し創設した制度になります。洪水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれのある区域を浸水被害防止区域として指定しまして、その区域に対して開発規制・建築規制を措置することができるようにしたものです。こういった危ない場所に建てようとしている要配慮者利用施設については、安全な対策を取った上で建てるのが義務づけられたということになります。

次のスライド、お願いします。ここからは、関係省庁と連携して通知を出した内容になります。1つ目が、社会福祉施設における避難の実効性の確保、個別避難計画の連携について通知を出しております。具体的な内容としましては、避難確保計画の作成と訓練の実施の徹底、避難の実効性を確保するための避難確保計画のチェックリストの提供、高齢者や障害者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築、これは社会福祉施設に入っている入所の方が在宅サービスに移行した場合、災害対策基本法で個別避難計画を作成することが努力義務化されていますが、施設の入所者が在宅に移ったという情報が漏れないように、個別避難計画を作成する担当部署に対して、この入所者は在宅になりましたという情報を共有することをお願いしている内容になります。

次に、学校と医療施設についても同じように、避難の実効性の確保を高める通知を出しております。こちらもざっと見ていただければと思います。

次のスライド、13枚目をお願いします。社会福祉施設管理者自らによる避難確保計画の緊急点検の結果の紹介になります。点検の結果、約6割の施設から点検の報告があり、95%の施設が適切な避難先を確保していること等を確認しております。これを受けた対

応方針としましては、管理者自らの点検の結果、対応できていない項目については、市町村から助言・勧告をしてもらい、適宜、改善を図ることをお願いしております。

また、点検の報告がなかった施設については、訓練結果の報告時にチェックリストを改めて提出を求め施設自ら避難の実効性を確認するとともに、改善が必要な項目については、市町村から助言・勧告をしていただくといったことをお願いしております。

次の14枚目のスライドです。こちらは、今年度実施した市町村向けの研修会の紹介になります。今年の令和3年7月26日、28日、29日の計3回で実施しております。内容としましては、市町村職員に対する技術的な支援を行うために、避難確保計画のチェック方法や助言・勧告に当たっての留意点を紹介した研修になります。研修会には全国約900の市町村で、防災の担当職員だけではなく福祉、土木、教育部局の関係する部局の職員に出席していただいております。

次の15枚目のスライドが、研修会の際の市町村職員に対して行ったアンケートの結果になります。研修内容の理解度については、「理解できた」、「まあまあ理解できた」といったものが88%。説明時間も「ちょうどよい」という回答をいただいたものが82%。「今後も研修会を開催してほしい」という回答が73%といったところです。

受講したい研修内容については、「助言・勧告を行う際の留意点に関するもの」が一番多くて、次いで「避難訓練の内容に関するもの」でした。

受講方法については、現地に来るというより、「オンラインの研修」や「研修動画の公開または配布」といった意見を多くいただいております。

次の16ページ以降は、厚生労働省で取り組んでいる内容になります。こちらも私のほうから簡単に説明させていただきますが、補足があれば厚労省さんのほうからよろしくお願ひします。

まず、1つ目のスライドです。全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練のシミュレーションの実施等を義務づけております。義務づけについては、3年の経過措置を設けています。

次のスライド、お願いします。こちらは、介護施設等における防災リーダー養成等支援事業です。都道府県が介護職員向けの防災研修を実施する場合や介護職員向けの防災相談窓口を設置する場合に支援をするものになります。

次のスライド、お願いします。こちらは、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金ということで、施設が水害対策のために水害から逃げるための避難スペースの設置や、避難

スペースに移動するためのエレベーターやスロープ等を設置する場合に支援をするといった取組を行っているものになります。

資料6-2までの説明は以上になります。

ここで、本日欠席の〇〇委員からの意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

【事務局】 〇〇委員からは、〇〇県の取組の現状と課題について御意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

「〇〇県の避難確保計画作成率は、9月末時点で63.7%になります。作成率100%を目指し、令和元年度から出水期前に、県庁内の福祉部局にも土砂災害の防止に向けた関係機関が集まる会議であります総合土砂災害対策推進連絡会に参加してもらい、関係部局の連携協力を呼びかけているところです。

令和3年度は、作成率を上げることを目的に、講習会の講師として、砂防ボランティア協会員を要配慮者利用施設に派遣することを計画しております。しかし、コロナ禍においては、施設への一般者の立入りが制限されており、今年度は実現できていない状況です。ウェブ環境が整っていない要配慮者利用施設が多く、ウェブ講習会もできない施設が多い状況です。

一方で、小・中学校においては、ウェブ環境が整ってきているため、ウェブ形式の防災講習会の開催実績があります。課題としましては、コロナ禍においては、砂防部局による作成支援に壁が生じていることが挙げられます」といった意見をいただいております。

【事務局】 ありがとうございます。事務局からの資料6の説明は以上になります。

【座長】 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明があった内容について、各委員から御質問があればお願いいたします。

私から2つほどお聞きしたいのですが、まず、要配慮者、社会福祉施設の避難確保計画75%ということですが、これは3年以内にBCPを作成することで100%になるという理解でよろしいでしょうか。BCPの中に避難確保は含まれていると考えてよろしいですか。

【事務局】 避難確保計画の作成数は着実に増加していますが、作成対象の母数も同時に増えているため100%にたどり着かない状況です。今年度末に100%に近づきたいという目標を都道府県や市町村と共有していますが、年度末までに100%を達成するのは難しい状況で、80%程度になるのではないかと考えています。何れにしろ、BCPの

作成を待たずともできるだけ早期に100に近づけたいと思っています。なお、BCPができましたら、計画内容の充実が期待されると考えています。

【座長】 先行してまず避難確保はやってもらいたいと。

【事務局】 そうです。

【座長】 コロナがありましたから、各福祉施設に新たに集まってつくるといのはなかなか大変だったという事情はわかりますので、何とかそれでも早いほうありがたいですね。特にハザードが厳しい福祉施設については、重点的にお願いしたいなと思います。

それから、もう一つ、私、質問があつて、95%が適切な避難先を確保していると回答したというんですけども、この適切ということの根拠は一体どこに求められるのですか。それは単に、施設が適切だと言えばそれは適切なのですか。

【事務局】 この点検にあたっては、昨年度の検討会の成果を踏まえて作成したチェックポイントを施設にあらかじめ提示しています。例えば、ハザードマップを見て、避難先は安全な場所にあるのかどうか、それから施設利用者のケアができる場所かどうかなど、点検時の着眼点を示したものです。それを見て施設が自ら点検した結果になります。回答のあった施設のうち、約95%の施設は適切と判断されていますが、約5%の施設は不安があるということだと思います。この5%の施設を市町村は把握していますので、こうした施設に対して市町村が重点的に助言し改善につなげていただきたいと思います。また、点検結果が報告されていない施設については、訓練結果の報告時にチェックリストによる点検結果を提出していただくようお願いしています。こうした取組により避難確保計画の適切性を確保していきたいと考えています。

【座長】 ありがとうございます。チェックポイントで一応チェックをしながら、適切かどうかを判断されたということですね。ありがとうございます。

〇〇委員、〇〇委員の順番で、その次は〇〇委員ですね。では、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の順番で御発言をお願いいたします。まず、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いします。私も今の座長が質問されたポイントが気になっていましたが、今御説明いただいたのでこの点については結構です。

8ページ目の避難訓練の報告の義務づけと助言・勧告制度の創設ということで、非常に重要なことだと思います。一方で、2点、半分質問で半分コメントみたいな感じなのですが、教えていただければと思います。まず1点目は、報告を受けた結果として、助言とか勧告はあるにしても、それをその後どう利用されるのかもし何かあれば教えていただけれ

ばと思います。できるだけやはり、せつかく報告を受けているので、市町村で止まるのではなくて、もう少し都道府県であったり、場合によっては、国で集約されて活用されているのいいのではないかと考えています。場合によっては、訓練がどういうふう被害を防いでいくのかみたいな分析にも資するような情報になるんじゃないかなと考えています。そこで、まず、その報告結果をどう活用するかがもしあれば教えていただければと思います。

もう一点目は、去年の検討会でも少し議論になっていたと思うんですが、なかなか市町村レベルで十分な助言ができない場合があるのではというのが課題という話が出ていたと思います。そういう意味で、今、立てつけ上は、もちろん市町村が報告を受けて助言するということだとは思いますが、もしその辺、何かサポートするようなことが考えられているのであれば教えていただきたいですし、何かそういう制度が必要なような気がいたしました。

以上です。

【座長】 それでは、事務局の方、お願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。まずは、1点目の訓練報告の制度の活用について回答します。現状では、訓練の実施率が非常に低いものですから、報告制度は、しっかりと訓練を定着させていくのが大きな目的の1つでございます。もう一つは、訓練の結果を市町村が確認して、避難確保計画の見直しが必要な点があれば、具体的に市町村から施設にアドバイスし、計画の内容の改善に繋げていくことです。

訓練報告結果を、県や国が集約するかのかどうかということについては、市町村への負担増になるため、現時点では訓練報告の集約は考えていません。今後、課題等の発生状況を踏まえて、対応を考えていきたいと思っております。

なお、市町村職員への支援としては、今年は900市町村の職員に対して、研修会を開催いたしました。こうした研修会を継続していきたいと思っておりますし、研修会を活用して、現場が抱える課題を吸い上げ、それに対する市町村への必要な支援を行っていきたいと考えています。以上でございます。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございます。私のほうからは、質問が2点とコメントが1

点あります。コメントというか、お願いが1点あります。

まず、質問のほうは、今回新しくいろいろ制度ができてきているうちの中の、9ページにある浸水被害防止区域制度、すばらしい制度だと思うのですが、既にこういう区域に建てられている建物に対しては、今後どうやって適用されていく予定なのかというのを教えてください。

それから、質問の2点目ですが、いろんな省庁との連携がある中で、11ページに、学校における避難確保計画の適用についてのお話がありました。これもすばらしい取組だと思って、先ほど説明はあまりなかったのですが、これから先どうやって適用される予定か。特に学校というのは、暴風警報とか大雨洪水警報が出たら休みになると。一方、なかに避難所として使われるというので、避難が少し難しい立ち位置にあるので、その辺どうお考えなのかというのを教えてください。

最後のお願いなのですが、今年の豪雨災害でも避難指示が出された地域というのはたくさんあったと思うのですが、そういう地域の中で避難確保計画がどう運用されたか、その実効性をぜひこれから先調べていただけると今後の改善につながるのではないかと思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。それでは、事務局、お願いします。

【事務局】 ありがとうございます。まず、浸水被害防止区域でございます。今回の法改正により制度化されたものです。河川の洪水に対して、いわゆるレッドゾーンが設けられたということです。ただし、全国一律にこうした区域を設定するのは難しく、例えば江東区などは、全域が対象になることも想定されます。そこで、特定都市河川に限定して、浸水被害防止区域を設定することにしています。新法が施行されたのが11月ですので、まだ事例はありません。なお、浸水被害防止区域については、移転の支援など、対策に係る費用を補助する制度も併せて創設しておりますので、こうした制度を活用して取組を進めていくことになります。

それから、2点目の学校について回答します。学校については、今年度、文科省が「危機管理マニュアル」の手引きを作成し公開しています。学校の危機管理マニュアルは、避難だけではなく、事故対応等も含まれたものになっておりますが、この中に、避難確保計画の項目を網羅する方法で、一体的に作成する方法等が示されています。水害に対する避難確保計画の内容を盛り込んで1つの危機管理マニュアルとして作成することについては、

文科省からも通知が出されています。学校の避難確保計画は、かなりのスピードで作成が進むものと認識しています。

次に、実際に避難指示が出たところで、避難確保計画の効果はどうだったかということでございます。これは、まだ追いかけていませんが、避難確保計画の効果の把握をどうしていくのかという観点については、貴重な御意見として承り、今後の取組に活かしてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

【座長】 ありがとうございます。〇〇委員、よろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。浸水被害防止区域の話は、これから先開発する地域だけではなくて既に開発済みのものにも、先ほど御紹介いただいた補助制度が適用される可能性があるということによろしいですか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員】 分かりました。ありがとうございました。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 〇〇です。2つございます。1つ目は、避難確保計画が74%作成されたということですが、どれぐらい科学的な裏づけがあつてつくっているのかという質問で、国土交通省と厚生労働省の共同委員会ですから、例えばハザードマップが74%以上、あるいは対象地域に確実にもう準備されていて、それを基につくっているかどうかというようなことについてお聞きしたいというのが1つと、もう一つは、施設管理者等に対して助言・勧告を市町村が行うときに、一般的には市町村の方がここは安全ですよと言ったら、多分それを結構信じて、あるいはそれ以上考えなくなることもあるかもしれないのですが、その辺で何というか、今ですとPDCAといいますか、どういうふうに何度もやり取りをしてよくよく考えていくようになっていくのかというのをお聞きしたく思います。

【座長】 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。現在の避難確保計画の作成率74%の数字の件について回答します。まず、市町村のハザードマップの作成率は98%程度です。中小河川の浸水想定は反映されていませんが、比較的大きな河川の浸水想定は反映されています。一方、まだ想定最大規模対応になっていないところがあり、想定最大規模対応になっているのは83%程度です。今年度末にはかなり作成率が上がると認識しています。

つまり、想定最大規模対応83%のハザードマップに基づいて作成されている避難確保

計画の作成率が75%程度であり、中小河川の浸水想定はまだ反映されていないこと
ことです。ただし、中小河川の浸水想定はエリアが狭いため、対象施設数は大きく増加
することはないと想定しています。

それから、避難確保計画をどう見直していくかということですが、市町村の助言・勧告
だけではなく、訓練を通じて施設自らが見直すことが何よりも重要であると考えています。
本日議論いただきます避難確保計画の手引きの改定案にも示していますが、訓練を適切に
実施し、訓練結果の振り返りを実施し、PDCAサイクルで見直しをしていくというこ
とが非常に重要ではないかなと思っています。さらに、訓練結果は市町村に共有されますの
で、そこで市町村から助言等が得られれば、よりよい改善が進むのではないかなと考
えています。

【委員】 ありがとうございます。

【座長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【座長】 ○○委員、お願いします。

【委員】 そもそも論なのですが、先ほど○○委員が学校のことを言われたので少し気
になったのですけれども、私、○○で見ていると、学校を、浸水区域内にあっても、避難
確保計画の策定義務施設にどうやら充てている市町と充てていないところがあるように見
えるのですけれども、これは市町の裁量で決められることなんですか。

【事務局】 はい、そのとおりです。

【委員】 ですよ。ですので、例えば隣の町は同じような、同じ川を挟んでこっち側
とこっち側で同じぐらいの浸水レベルなんだけれども、こちら側の町は避難確保計画の対
象施設として地域防災計画に上げていて、こちら側は上げていないということがあ
るような気がするのです。これはどうするんですかね。文科省に言うてもらうのですか。

【事務局】 避難確保計画の作成が、法律上義務付けされるのは、地域防災計画に定め
た時点になっています。

【委員】 ですよ。だから、母数はそこなのですよ。

【事務局】 市町村が地域防災計画に定めるかどうかは市町村が判断することになり
ます。施設ごとの状況も加味する必要があり、浸水想定区域だけで外形的には決められ
ないため、市町村が判断する制度になっています。ただし、市町村による判断がバラ
バラにならないようにすることも必要だと認識しています。今後、状況を見ながら文
科省とも連携

して必要な周知を図ってまいりたいと思います。

【委員】 それと、もう一つは、指定避難所のケースが多いため、先ほどの〇〇委員の御発言にあったように、そもそも、うちは指定避難所なので避難確保計画は要らないのではないかと判断をされるようなところもあるんじゃないかとちょっと危惧をしております。そこが、ほかの福祉施設や高齢者施設は大体そろってきている感じがして、母数は大体いいのかなという感じがする。学校施設だけについては、相当でこぼこがあるんじゃないかというようなちょっと不安がありまして、発言をさせていただいたところです。

ですから、今の発言ですと、できるだけ浸水区域のあるようなところ、あるいは土砂災害警戒区域のあるようなところは避難確保計画をつくるような対象に入れてくださいねというふうに市町で発信をしていただくといいのかなという気はしますが、これ、誰がやるんですかね。国土交通省がやるのですか。

【事務局】 文科省と連携して取り組んでいく必要があると考えています。

【委員】 分かりました。

【委員】 すみません。

【座長】 ありがとうございます。〇〇委員、お願いします。

【委員】 よろしいでしょうか。〇〇の〇〇でございます。先ほど、いわゆる各施設の土砂災害、洪水災害のハザード関係で、地域防災計画の対象施設が、市町村に違いがあるのではないかなというお話がされましたが、基本的に、市町村の地域防災計画の指定というのは、そういう差は基本的にはありません。市町村はいずれも、水害の想定ハザード内の施設、あるいは土砂災害については、県のほうで指定しますけれども、県のほうで指定した場所においては、必ず対象施設を地域防災計画に盛り込むようにして、避難確保計画の策定を指導しています。これが実態でございますので、あえて申し上げたいと思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。国交省をフォローしていただいて。

【事務局】 引き続き、厚労省との情報交換を密にしていきたいと思います。

【座長】 地域防災計画もそれぞれでございますけれども、基本的には都道府県が、このところはこうじゃないかとやってくれていると。それと、要配慮者の利用施設の中に入っているはずだろうということは想定されるのですが、全国を見渡しているわけではないので、そこはもしかしたら未確認のところがあるかもしれないと。ありがとうございます。

それでは、まだ御意見、御質問のある方いらっしゃるかと思います。お気づきになりましたら、次の段階でまたお話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の説明で、資料6-3について御説明をいただきたいと思います。

【事務局】 それでは、資料6-3のほうを説明させていただきます。避難確保計画の作成・活用の手引きの改定案の概要ということで御説明させていただきます。

次のスライド、お願いします。こちら、今までの避難確保計画作成の手引きの改定の経緯についての紹介になります。平成29年6月に水防法が改正されまして、避難確保計画の作成や市町村への訓練報告の実施が義務づけられたところですが、その時点からも避難確保計画作成の手引きというものはありました。洪水・内水・高潮、土砂災害と分かれていたものを、昨年6月に1つに統合して、洪水・内水・高潮、土砂災害、津波を1つの手引きとして作成できるように統合したところです。

そのような中、令和2年7月に球磨川の氾濫で熊本県球磨村の高齢者施設が被災したと聞いたことを受け、昨年検討会を開催し、その中で成果を取りまとめていただきました。検討会の成果を受けて、水防法・土砂災害防止法の改正を行いました。さらに今回、令和3年度高齢者施設等の避難確保計画に関する検討会（フォローアップ会議）の中で、検討会の成果を反映させるよう避難確保計画作成・活用の手引きについて検討していただいているところになります。この手引きについては、令和4年の春頃公表を予定しております。

次のスライド、お願いします。避難確保計画作成・活用の手引きの改定案の骨子となります。左側が今までありました避難確保計画作成の手引きの構成になります。右側が避難確保計画作成・活用の手引き、今回検討していただくとしています手引きの構成になります。主に赤字のところは今回特に拡充するといった内容になります。上から見ていきまして、施設が有する災害リスクや事前休業の有無と実施基準、避難先の考え方、避難に要する時間と避難開始基準、緊急安全確保の方法、避難訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し、市町村への避難訓練結果の報告になります。

新たに章立てで新しくなりますのが、第8章の避難確保計画のチェックポイントと地方公共団体の体制、第9章、第10章はガイドになりまして、9章のほうは避難訓練実施ガイド、10章のほうはタイムライン作成ガイドで、実際に使うに当たって活用できるガイドとして作成しているものになります。第11章には付属資料として避難確保計画や訓練計画の様式を紹介することを予定しております。

まず、この手引きの改定案の内容について、第2章まで説明させていただきます。第1章ですが、「避難確保計画の基本構成と留意点」です。今回、検討会で、昨年度の検討会の成果の反映のポイントとして、避難確保計画は、ほかの非常災害対策計画や学校の危機管理マニュアル、消防計画と一体的に作成することが可能であるといったこと、計画の内容を施設職員や施設利用者の家族などの避難支援協力者へ周知することが重要であるといったこと、避難訓練を年1回以上実施し、訓練結果を市町村へ報告するとともに、訓練結果を踏まえて計画を適宜見直すことが重要であるといったこと、施設職員や避難支援協力者が計画の内容を分かりやすく理解するためにタイムライン型で計画を作成しておくことが有効であるといったことを記載しております。

他に、災害対策基本法と連携ということで、災害対策基本法に基づく個別避難計画との連携についても記載しております。

先ほど、資料6-2で説明させていただきましたとおり、在宅サービスに施設入所者が移行した場合には、市町村の担当部局に連絡し情報共有を密にしておくといったことが記載されております。

第2章になります。こちらは「基本的な事項」ということで、検討会成果の反映のポイントとして、施設が有する自然災害リスクを適切に把握することが重要であるということから、避難確保計画に対象となる災害の種類とともに洪水であれば浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無などの災害リスク情報を把握し、施設が有するこれらの災害リスク情報をきちんと計画に明記しておくことが必要であることや、施設の通所利用や入所利用といった利用形態に応じた利用者数や職員数などの施設の概要を計画に明記しておくことが必要であるといったことを記載しております。

第2章までの説明は、以上になります。

【座長】 ありがとうございます。まず、ただいま御説明のあった第1章、第2章について、気がついたことがございましたら、御意見、御質問をお願いいたします。

【事務局】 参考までに、資料の7の本文14ページもご覧ください。

【座長】 それでは、〇〇委員から手が挙がっておりますので、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしく申し上げます。私、この後失礼させていただきますので、事前に資料を読ませていただいたので、後ろのほうも含めて幾つかコメントさせていただければと思います。すみません。

【座長】 ありがとうございます。

【委員】 まず、今の2章までのところで、昨年の災害を踏まえると、洪水と土砂災害とか、同じ施設で複数のリスクがあるということをしっかり考えて計画を立てたりすることが大事ということをお願いさせていただくのがいいのかなと私自身は思いました。それは後で出てくる、例えば6章の訓練の部分も同様だと思います。去年の球磨川の例で言いますと、土砂災害に対しては訓練とか準備をしておられたにもかかわらず、洪水のほうの準備が不十分と言うと語弊があるかもしれないですけど、そういう部分があったのではという御説明だったと思います。

それ以外の部分で、すみませんが、先に言わせていただくと、4章の1つ目のところの部分が、立退き避難を原則とするのか屋内の避難をよしとするのかが少し読みづらい気があります。そういう意味で、洪水であつたり高潮については屋内の避難もありで、土砂災害や津波は原則立退き避難ということであれば、まずはその辺を明記されて進めるのがいいのか、そこまで限定的には言えないとするのであれば、立退き避難を原則としつつも、災害のタイプを考えて屋内の避難もあり得るというふうにされるのか。ちょっと工夫されたほうが読まれる方が混乱しないのかなと思いました。

あともう二点あるのですが、4章の(2)のところで、細かい話ですけども、避難に関わる時間をちゃんと考えましょうというところで、ここの文章が、少し立退き避難を前提にしているような気がしています。しかし、去年の災害を踏まえると、屋内であつても時間がどうしてもかかってしまうケースもあつたと思います。もし屋内避難をある程度前提にされるのであれば、それも踏まえて、屋内の避難に要する時間というのも考えるようなことを注意喚起されてはどうかと思いました。

あと最後、また先ほどの屋内なのか立退きなのかみたいな問題にも関わりますけれども、緊急安全確保というのが重要な概念だと思うので、それはぜひ取り入れたほうがいいと思います。けれども、それに対する反対の、恐らく事前の避難だと思うのですが、リードタイムがあるときの十分な事前の避難をというほうも何かちょっとワードがあるほうが分かりやすいような、緊急安全確保意外に何かあるのかというのが、少し私が読んだ感想では分かりづらい気がします。緊急安全確保以外に何か事前の避難的な概念・用語があつて、その中でも屋内とか施設内の避難と立退きの避難があるというような整理をされてはどうかと思いました。

最後のは完全にコメントです。以上です。

それでは、すみません、お先に失礼させていただきます。申し訳ありません。

【座長】 特に回答は要らないですか、〇〇さん。事務局から答えられる範囲で。

【委員】 そうですね、いただいて。

【座長】 では、事務局、お願いします。

【事務局】 ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。本日いただいた意見を整理して、次回その回答をさせていただければと思っています。よろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。結構です。よろしくお願いします。

【座長】 施設にとっては、立退き避難なのか屋内での安全確保なのかというのはとても重要な課題でありますし、その辺り明確にさせていただきたいということで、大変貴重な御意見ありがとうございます。

ほかに御意見、1章、2章のところで気がついた点がある方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、また気がつきましたら次に質問、いつでも戻って結構でございますので、お願いするとして、3章についての説明をお願いします。

【事務局】 次に3章の説明をさせていただきます。3章は「防災体制に関する事項」で、スライドとしては24枚目、25枚目となります。

まず、スライド24枚目です。検討会の成果の反映のポイントとして、班体制（情報連絡班、避難誘導班、装備品等準備班等）の役割分担を定めるとともに、全体を指揮する統括指揮者や各班のリーダー等を定めることが必要であるといったことを記載しております。次のスライド25枚目になりますが、検討会の成果の反映のポイントとして、所定の時間内に避難を完了するための人員配置が重要であるといったこと、休日や夜間など必要な施設職員を確保できない場合に備えて、地域住民、施設利用者の家族、地元企業等の外部の避難支援協力者を確保することが重要であるといったこと、避難先の開設状況や把握方法などを定めておく必要があるといったこと、施設職員や避難支援協力者、市町村等への情報伝達の内容やタイミングなどを定めておくことが必要であるということを記載しております。

3章の説明は以上です。

【座長】 では、3章について御質問、御意見のある方はお願いいたします。

【委員】 よろしいですかね。

【座長】 では、〇〇委員、お願いします。

【委員】 新しく設けられた事前休業というのは非常に重要なポイントで、何年か前の台風第21号のときの大阪のケースもそうですよね。あれがなぜ大成功したかという、社会を一旦ストップさせましょうというような判断が近畿地方にあって、これがやはり施設にしっかり、入所施設は必ずしもそうとは言えないのですが、先ほどの小学校、中学校というのとか、あるいは通所施設については、これができるとかなりの部分、命が助かる方向に進むと思いますので、特に質問じゃないんですけども、ここはことさら英断をもって止める勇気を持ってくださいねということを出して言ってもいいような気がします。非常に重要なポイントなので、これが入ったことは非常にいい点だなと思っていますので、ぜひ研修会等でもこの辺を強く言っていただくことが大切かなと思います。そうしないと、これを通過してしまうと、後ほど4章でお話ししようと思ったのですが、ずるずるいきますので、この決断がまずあるよねということをお願いするというのは非常に評価できるポイントだと思います。

すみません、コメントなんですけれども。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 お世話になります。初めて参加させていただきます。ちょっと課題になってしまいますが、この第3章はすごく大事なところだなと思っています。私は現場の人間で、所属は知的障害関係の施設の団体ということになります。やはり人員配置が重要である。これは本当に分かるのですが、今、本当に限られた人員配置であり、避難誘導というのが大変困難です。特に夜間、ここにも書いてありますけど、十分な避難に対応できる人員というのが確保しづらい。そうになると、やはり地域コミュニティーというのが非常に大切になります。ここに書いてあるとおり、外部の避難支援協力者というのがとっても大事になるので、地域とのつながりというのが多くの命を救うことになるのとはすごく感じます。しかし、コロナ禍で地域とのつながりが少し薄れているところにある施設も少なくありません。また、施設の立地している場所が地域から離れているところがあるんです。本当にここが多くて、なかなか外部の地域住民の協力、地域コミュニティーの協力が得られない施設がいっぱいあります。

また、我々の知的関係の障害で言うと、発達障害、自閉スペクトラム症の方などは避難を要する状況になった場合、急激な環境変化が苦手ではとんでもなく対応できなくなって

パニックになったりします。避難訓練をそれぞれの施設・事業所でしていますが、なかなか時間もかかります。あと、また重度・高齢化の問題もありますし。そうなってくると、やはり地域との連携というのが今非常に課題で、ここがすごく大事なポイントだなというのを感じました。

すみません、意見だけです。失礼します。

【座長】 ○○委員、ありがとうございました。それぞれの地域が本格的に考えていかなければいけないのは、まさに障害者と地域がいかに支え合っているかということをテーマとして考えなければいけないと改めて、これまでどちらかという、昔はコロニーのように遠く離れたところにつくって分断していたというのが地域共生社会ということで、大分町なかにも増えています、やはり遠隔地にもあるんだよねということでございますよね。ありがとうございます。

では、○○委員、次に○○委員、お手が挙がっていますので、○○委員、○○委員の順でお願いします。

【委員】 ○○です。第3章の避難のタイミング等を明記というのは、今だったら、高齢者等避難、レベル3になったら避難すると決めているような話なのか、それとも個々の施設によっていろいろ変化があるのかをお聞きしたいと思います。

【座長】 では、事務局、お願いいたします。

【事務局】 そこは、施設によって違うと思っています。高齢者等避難で避難を開始するのは原則ではありますが、施設利用者の人数が多いとか、避難に時間がかかる、こうした施設はもっと早めに避難する選択があると考えており、そうした記述にしております。

【委員】 分かりました。

【座長】 ありがとうございます。

では、○○委員、お願いいたします。

【委員】 それでは、私のほうから第3章の事前休業の関係についてお話をさせていただきます。当町の指導としまして、通所施設につきましては、災害リスクが高いと想定される場合は、事前に休業しなさいという1つの指導をしております。

それから、もう一点、通所してから気象状態が急転した場合におきましては、事業主に対して、逆に言えば、通所者の滞在確保をするようにということで指導をしております。帰宅させてかえって危険な場合がありますので、通所者の滞在確保をするように指導して、かつまた、そのような訓練も実際に指導しています。

【座長】 ありがとうございます。通所者の滞在確保というのは、例えばそれは事前避難とか、家にいる方も危なかったら通所施設に来ていいよという意味ですか。それとも、通所中にはそのまま残しなさいという意味ですか。

【委員】 通所中にそのまま施設に残しなさいという指導をしております。

【座長】 分かりました。

【委員】 これは平成28年の台風第10号災害の教訓でございまして、ある通所施設は、取りあえず危険だから自宅に早く返そうという判断をしたんですけども、今後はそういうことがないようにということで、施設においての通所者の命を守るため、滞在確保あるいは、通所者全員を他の安全な場所へ移動等実施して安全確保するようお願いしております。

以上です。

【座長】 そうですね。東日本大震災でもそうでしたものね。おうちに帰して被災するということがございましたから、やはりその辺りを踏まえて、しっかり安全確保が確認できるまでは施設に留め置いてくださいという御指導をされている。ありがとうございます。

【座長】 私からもちょっと1ついいですか。事前休業を大変進めていらっしゃるというのは本当にいいことなのですが、一方で、それぞれ在宅の人が、ハザードの厳しいところに、在宅、家も厳しいところ、そういう人たちは個別避難計画などを使って上手に逃げなければならないと思うのですけれども、その辺りをどういうふうに施設側としては表現をすればいいのか。在宅の方の避難確保というのを、私は福祉施設のBCPで考えるべきことではないかなと。在宅の方の避難確認、避難誘導、避難確保といったものをどういうふうに考えていくか。施設にいるときは、今のように留め置いて安全を確保して、場合によってはみんなで一緒に安全なところへ行くとあるのですが、事前休業してしまったら家にいるわけですね。その家にいる方、要支援者の安全をどう確保すればいいかということは次のテーマになって、ここで書くべきことなのか、それとも、BCPの中でしっかり考えてくださいというふうにすべきなのか、ちょっとその辺りはまだ決まっていないのでしょうかね。どうですか。

【事務局】 在宅の方は、個別避難計画の中で対応していく、施設を利用されている方は、施設の避難確保計画により対応していくことと理解しています。

【座長】 ○○委員、突然の指名ですが、個別避難計画の担当としてはどうでしょうか。通所しているんだけど、通所の施設が事前休業しました。在宅になっています。その方々

の安全を図るということは、市町村の努力義務である個別避難計画のほうでやると。

【〇〇委員】 〇〇です。いろんなケースがあると思うのですが、在宅サービスの事業所さんが、その避難先として指定避難所のような形になっていただいて、そこで避難していただくという方法もあるのかなと思います。そういうようなケースでありますと、避難のときに、そちらのほうに連絡をして避難するということもあるのかなと思います。ふだん通い慣れているところが安心した場所であるのであれば、そういう方法も積極的に活用していくべきじゃないかなと思います。

【座長】 ありがとうございます。まさにそこがお聞きしたかったところで、事前休業する施設って、本当に閉ざしてしまうところと、一方で、福祉避難所的に受け入れる施設と両方ありますよということで、その場合は、かえってハザードの厳しい在宅よりも、2階にいれば安全な福祉施設のほうがいいかもしれないと。

【事務局】 施設を在宅の方の避難所として受入れるということですね。

【座長】 はい。ということもあり得るかもしれませんね。ただ、事前休業しなきゃいけない施設ということはハザードに引かかるわけですから、さすがにちょっと難しいかもしれません。ありがとうございます。

ほかに御質問、第3章に関してございますでしょうか。

第4章のところはかなり重たいので、それでは、第4章の説明をお願いしてよろしいでしょうか。

【事務局】 それでは、第4章の「避難の誘導に関する事項」を説明させていただきます。スライドは26枚目になります。

検討会成果の反映のポイントとして、避難先の選定理由を明記し、避難の実効性を確保することが重要であるということ、災害状況や立地条件、施設利用者の健康状態等を勘案し、複数の避難先や施設利用者に適切なケアを提供できる避難先、安全が確保できる避難ルート、適切な避難支援者・移動手手段の確保が重要であるといったこと、利用者の避難に必要な時間を把握し、その時間を考慮した上で、利用者の避難を開始するタイミングを定めることが重要であるということ、計画どおりに避難できない場合に備えて、「緊急安全確保」の方法を定めておく必要があるということに記載しております。

4章は、以上でございます。

【座長】 それでは、第4章につきまして、第3章とも関係がありますので、併せて御質問のある方、御意見のある方、お願いいたします。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。〇〇です。質問というよりお願いというか、コメントになるのですが、1点目は、先ほどから出ている避難行動の考え方というので、立退き避難をするときはこのタイミングでこういう行動を取るというのと、屋内での安全確保を取るときは、どのタイミングでどういう行動を取るのか。そこは少し明確に分けて記述したほうが良いと思います。立退き避難のほうが当然ながら避難に時間がかかる状況ですので、早めの立退きが必要ですし、逆に屋内での安全確保でしたら、浸水が始まる前、エレベーターが動いているタイミングで上層階に避難させるという話は明確にする必要があると思います。

それから、2点目なのですが、ぜひ、これから先加えていただくことを検討していただきたいのが、要配慮者へのケアの仕方、こういう非常時にいろんな障害をお持ちの方をサポートするときにどういう点に気をつけなければいけないのか。声かけとか解除の仕方などもあると思うのですが、そういう要素が全く含まれていないので、そういうのも含めていただければと思います。

同様に、立退き避難するときに、持ち出さなければならないものとか、準備をしなければならぬもの、例えば名簿なんていうのも準備して避難しなければいけないと思うのですが、そういうものも記載していただくとよいと思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。細かいところ、ケアの仕方や持出品までということと、立退き避難が迫られているときと屋内安全確保で大丈夫なときを切り分けてはどうかということですが、事務局のほう、ございますでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。屋内安全確保と立退き避難を一つにまとめて書いていますが、避難開始のタイミングが異なる場合があると思いますので、それが分かるように書き分けをしたいと思います。ありがとうございます。

それから、ケアの仕方、声かけについては、詳しいことを承知していませんので、情報を集めて必要な事項を書き加えられればと思います。

持出品につきましては、第5章に記載していますが、重複記載でも良いので、誘導の項目への記載も検討したいと思います。ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。

【事務局】 委員、よろしいでしょうか。

【座長】 お願いします。

【事務局】 国交省と一緒に事務局を務めています厚労省です。今、委員のほうから1点、避難の際のケアのサポートのお話があったかと思います。もしかすると、こちらの避難の手引きというよりも、それぞれのBCPというか、実際にいざ避難も含めて、その際にどういう介護であったり、障害者の方への介助であったり、どういうふうにするのか、心のケアも含めてだと思いますが、むしろそちらのBCPの話なのかなという風にも思います。かといって、別にこちらに全く触れないという意味ではなくて、その辺の役割分担も含めて考えていく必要があるかなと思った次第です。ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございます。福祉の現場の方々はむしろ、どうすればいいかということが多分熟知されているんだけど、実際にそれができないところに追い込まれてしまうというんですかね、自分が慌ててしまつてばたばたすると、それが利用者さんに伝わって利用者さんも不安定になると。そういうことは、ふだんならば分かるんだけど、災害時はやっぱりそれが出来にくくなって、わーっとばたばたしてしまう。そこで落ちて行動するということが大事だということは、やはりどこかに書いておいたほうがいいんだろうなと思います。

〇〇委員、お手を挙げていただいています。お願いします。

【委員】 すみません、度々。この26ページの第4章のところなのですが、施設利用者に適切なケアを提供という、「ケア」という言葉が非常に多いのは分かりますが、やはり先ほどの委員の方の意見にもありますように、「支援」という言葉もぜひ入れていただきたい。介護だけではなく、環境の変化に対応していただくための様々な支援、避難先での適切な配慮というのは、やっぱり「支援」のほうが広い意味でカバーできると思います。できることであればということで、意見でした。すみません。

【座長】 ありがとうございます。非常に大事な、広い範囲で言ったら「支援」と言ったほうがいいのですね。介護や必要な支援というような形になりますかね。ありがとうございます。

【事務局】 座長、よろしいでしょうか。

【座長】 はい。

【事務局】 ありがとうございます。障害者の避難場所の選定に当たって留意すべき点がありましたら、ご教示いただければと思っています。

本文の23ページに、障害者に対応した避難先の選定の記述をしています。もっとこ

ういうところに注意すべきというのがあれば、ぜひ、書き加えたいと思っています。

【座長】 ○○委員と○○委員ですね。

【事務局】 それと、○○委員も手を挙げてらっしゃいます。

【座長】 ○○委員からもお手が挙がりました。では、まず○○委員からお願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。今、ずっと障害のほうの話が出ているんですけども、1つは、実際に作成する場合は、避難確保計画と非常災害対策計画を合わせてつくることができるというふうになっているので、水防と土砂のほかにも、実際には地震とかも含めてつくるという形になってくると思うんですよね。なので、その辺りはきちんと書き分けができるようにしてほしいというのが1点です。

もう一つは、これは多分、後で出てくるんだと思うんですけども、障害分野はやっぱり対象も非常に幅が広いので、例えば医療依存度が非常に高いような方だと、電源確保というのが必須の事項になったりしているとか、あとグループホームで点在して暮らしているのと、大型な施設で暮らしているのとは職員配置なども全く違ってくるので、やっぱり類型別とかそこまで細かくつくらないとちょっと難しいんだろうなと思うんですね。

当然、個々の施設や事業者はそれを踏まえてつくっているわけなんですけれども、都道府県や市町村のほうは、その全体を見ているという感じなので、その辺りが違うんだよというところをまず書き分けをここの中でしてもらえるとうれしいかなと思っていました。あと、現場の委員方の御意見も伺いたいと思っていますところです。よろしく願いいたします。

【座長】 ○○委員、ありがとうございます。地震も含めて、まず、マルチハザードで全てに対応して必要なことと、それぞれの災害に応じて必要なことがあって、今回、この検討会では水害・土砂災害といったところが中心ですけども、その辺りも、つくる側の立場に立ったことというのも考えていく必要があるのかもしれないですね。前、津波と一緒にしましたよね、避難確保計画。あれは非常によかったもので、地震も一緒にというのはちょっと難しいのかもしれませんが、ただ、避難先を決めて避難誘導して連れていくというのは同じところでもあるかもしれません。ありがとうございます。

それから、障害の非常に多様な居住形態、あるいは障害形態によって当然異なってくるところがあるだろうということですけども、それについても触れておいてはどうかということでもございました。

【事務局】 ぜひ、検討したいと思います。次回検討会までに、いろいろ教えていただければと思っています。

【座長】 ○○委員の件については後ほど。そういうことでございます。

それでは次に、○○委員、お願いいたします。

【委員】 初めて参加させていただきます。いろいろ勉強させていただいております。

東日本大震災のときのお話ですが、障害者の方々が、○○県に私、住んでいますけど、○○県で津波の避難が発令されたときに、施設から一般の避難所に行ったお話です。障害を持っている特性の話が先ほど出ておりましたけど、奇声を発しただけで、30分に出ていけという雰囲気があったというのは事実だそうです。

また、あわせて、障害者の方は目の不自由な方、盲導犬とか、犬を連れていることがちょっと、これも避難しづらいところもあったとお聞きしています。

また、屋内のスロープをというお話も今後出てくるかと思えますけど、○○県○○市にあります社会福祉法人緑海会というところ、特養と障害者の施設がありますが、実際に津波が施設の中に入ってきて、町のほうで検討していただいた津波の避難スロープを使った避難所ができました。1基1億円ぐらいかかったそうですけど、今後、引越すのも大変ですので、そういう方法も考えていただきたいなと思えますし、これは厚労省に質問なのですが、我々、施設を建てるときに、原則、平屋で建てなさいというのがあります。この辺も、今後も避難するのであれば、やはり垂直避難の上の階にということを考えれば、御指導も少し考えていただきたいなと思まして意見させていただきました。ありがとうございます。

【座長】 最後のところ、施設建築についてはできるだけ平屋という指導があるというお話でした。障害があるということで平屋のほうがいいということなのかもしれません。事務局で、もしお答えいただけるのであれば。障害のほうですので、本当はあれですね。

【事務局】 介護のほうでは特段、御承知のように、普通に何階建てというものがあって、平屋のほうがいいということではないんですが。今、障害福祉課さんのほうでもし聞かれていれば、いかがでしょう。つながっていないですかね。

【座長】 では、この御意見を受け止めて、また次回。

【委員】 すみません、障害福祉課です。障害者支援施設の整備に関しても、特段、平屋が望ましいとか、そういったことの規定というのは現状では設けておりませんが、身体障害のある方の施設ですとかは、バリアフリー化ですとか、あとはスロープをつけるとか、

そういったことについては、通常実施していただいているところでございます。

以上です。

【座長】 その辺り、もしかしたら国の指導はないけれども、現場現場での、方言とか我々は言うんですが、そういうのがあるのかもしれないですね。ありがとうございました。

【委員】 よろしいですかね。

【座長】 ○○委員、お願いします。

【委員】 先ほどの○○委員の話と関連するんですけど、退去避難と垂直避難の考え方ですよね。これ、放っておくと、みんな垂直避難したいんですよ。ですから、その垂直避難が妥当であればいいんですけど、妥当かどうかという判断をどうするかというのは、施設ごとに非常に難しいんですね。例えば津波だと、国交省さんは従前から、津波避難ビルに係るガイドラインを出したりとか、津波に対してどういう建物が安全かということがある程度判断できる指標が示されていて、それに基づいて、じゃあ、うちは3階建てだから3階に逃げられますよねという判断ができるんですけど、水害や土砂の場合はその判断が非常に難しく、だから、ここにいてもいいかしら、駄目かしらという判断が多分、施設ごとに非常にしにくいような状況なんです。

それが曖昧だと、多分、素人判断すると浸水深を見て、それより高いフロアがあったらこれは逃げられるのねと思うんですけど、僕、そこ専門なので計算しているんですけど、〇〇市さんとも一緒にやったんですけども、やっぱり流速が早かったりすると、1フロア上があったとしても、避難に適さない建物ってある可能性があって。だから、やっぱり退去避難と垂直避難の考え方というのを、多分、このまま出されると、最後に「屋内安全確保を選択した場合は」というのがしれっと出てくると、そこへ無理に流れていってしまうとちょっと危ないなという印象を持っているんです。

しかも、垂直避難を判断した場合にはスペースを確保しなさいということだけが特出しで書いてあって、ほんまにその垂直避難でいいかどうかという判断をどこでするのかというのがちょっと分かりにくいというかね。だから、やっぱり避難先の選定のフローチャートというか、そういうものがちゃんと示されていたほうがいいのかなという印象を持ちました。

【座長】 かなり本質的なところで専門性の強い部分なので、福祉施設にそれを全て委ねるとするのはかなり厳しいということですよ。

【委員】 いや、厳しいですよ。

【座長】 ○○委員、お手を挙げていただいて、次、○○委員ですね。では、○○委員、○○委員の順でお願いいたします。

【○○委員】 ○○です。今のお話でいろいろ考えるところがあるのですが、垂直避難をすると、食料とか薬とかの備蓄があるのかとか、孤立する可能性があるのかとか、そういったことまで確認するようになっているのか、あるいは早く家族の元に入所者を戻したいと思って水平避難のほうが良いというふうに判断する方もいるかもしれないので、もうちょっと水平か垂直か、避難の判断をするときにどういう基準でしますかとかアンケートを取ってもいいかもしれないと思うんですが、何かもう少し考えてもいいのかなと思いました。

【座長】 ありがとうございます。という御意見ということで、では、○○委員、お願いいたします。

【委員】 ○○です。実は、前回の検討委員会の調査結果、別紙の自由記載、これを読ませていただきました。全国の施設が一番、今お話ししている避難行動、いわゆる水平避難か垂直避難か、実際迷っています。ちなみに、当町は、先ほど委員の方がお話しになりましたけれども、ある程度、行政の立場でそれぞれ想定ハザードで、その施設にあったリスクを考慮して、垂直避難あるいは水平避難といった部分の助言をさせていただいて避難確保計画に反映していただいています。

問題は、これからしっかり議論していかなければならないのは、水平避難という部分をする場合、とてつもなく時間がかかるということです。移動にはかなりかかります。ですから、逆に言えば、持っていくもの、それから入所者の負担の関係、精神的負担、肉体的負担もあります。それから、避難先の問題もあります。避難先に果たしてベッドや、あるいは電源関係、医療機材も必要になってきますので、その電源関係があるのか。その部分について行政が関与するのか、あるいは施設が実際にそれを確保するのか。その部分をしっかり議論しないと、水平避難は推奨しても時間はかかる、場所が結局見つからないと、そういった部分が出てきますので、そこをしっかり議論して、そういう場所も今後しっかり検討して確保していくんだと。そういった部分であれば、施設が水平あるいは垂直といった部分の行動を取りやすいのかなと、このように思っております。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。行政がしっかり助言しながら判断してもらっているということは一つ非常にありがたいなと思うんですが、一方で行政のほうも、助言判断し

て、垂直でいいよと言ったのに被災したとなると責任問題にも関わるということで、ちょっとそのところは言えないなというところもあるかもしれませんね。

科学でできることとできないことの部分がありますので、ここまでは言えるけれども、この先はやっぱり分からない。ゼロリスクを求めたらやっぱり安全なところに避難しておいたほうがいいということにはなるんですけれども、非常に難しい部分ですね。ありがとうございます。

【事務局】　そうですね。本文の22ページに、津波や土砂災害は原則として水平避難と記載しています。23ページには、洪水の場合の留意点を記載しておりまして、家屋倒壊等氾濫区域、つまり家が流されるようなところや居室が浸水するようなところは水平避難と記載しています。さらに、長い時間浸水するところは、その間の食料やトイレの問題がある旨を記載しています。これを分かりやすくフロー図等で示すことは可能と考えています。分からない場合は、市町村とコミュニケーションを取って判断していただくのが良いと考えています。ありがとうございます。

【座長】　そうですね。施設だけの判断に委ねるということではなく、一緒に考え悩んでいくことが重要ですね。

【事務局】　そうですね。助言制度をうまく活用していただくと良いと思います。

【座長】　ありがとうございます。時間のほうも大分過ぎておりますので、4章のところはここまでにさせていただいて、続いて、第5章のところの御説明をお願いします。

【事務局】　それでは第5章についての説明です。第5章は「避難の確保を図るための施設の整備に関する事項」ということで、施設の設備や備蓄品についての説明になります。

検討会成果の反映のポイントとしましては、水害、土砂災害は発災までにリードタイムがあるので早めの避難が原則です。避難するに当たって、施設利用者の身体的負担の軽減や避難支援者の労力の削減を図るためには、避難設備として平時から利用しているエレベーター等の活用が有効です。一方で、停電時にはエレベーターが使用できなくなるので、停電を想定した対応をしておくことが必要であるといったこと、施設利用者に適切なケアを提供できるような必要な持出品を定めておく必要があること、屋内安全確保をする場合には、避難時間に応じて必要な備蓄品等の物資などを定めておく必要があるといったことを記載しております。

28枚目のスライドには、参考として、「避難に必要な設備の考え方」として、施設がどのような避難に必要な設備を設置すればいいかの考え方を一例として示しております。先

ほども説明しましたが、水害や土砂災害は地震とは異なって、発災までにリードタイムがあるため早めの避難が原則です。避難するに当たって、平時から利用しているエレベーター等を活用することで、利用者の身体的負担や避難支援者の労力軽減などをすることができます。

一方で、停電した場合にはエレベーターが使えなくなりますので、それに備えた対応として停電時でも使えるものとして階段昇降機やスロープ、また、停電に備えて非常用発電機を用意することや、人力で施設利用者を移動させる場合には、必要な階段幅を確保して、複数の人間で持ち上げたりすることができるようにすることが必要であるといったことを紹介しております。

いずれにせよ、避難に必要な設備については、施設利用者や避難支援者の身体的負担や避難に要する時間を考慮して、施設の特性に合わせたものを選択する必要があります。

第5章の説明は、以上です。

【座長】 ありがとうございます。では、第5章について御質問、御意見のある方はお願いいたします。

こういった設備の場合は、かなり補助金、補助制度等もあるんですけど、物品の場合にはなかなか補助制度がないというところも課題になっているとお聞きしていますが、このような移動のために必要な物品というのは、やっぱり補助制度の対象は難しいんですかね。

【事務局】 そうですね、今委員がおっしゃられたように、物品という形になってしまうと様々な視点があると。厚労省だけではなくて内閣府さんであったり消防庁さんであったり、いろんな視点があるとは思いますが、なかなか物品というと、いずれ使ってしまう消耗品という扱いで、なかなか国の補助というのはどこまでできるのかという論点はあると思います。

一方で、エレベーターとか非常用発電機とかスロープなどは、今日の当方から出させていただいた災害対策の整備全体の中でこういうことも取り組んでいるという支援もございますので、そういった中でしっかり取り組んでいただくのと、あと実は、介護の施設に關しましては、開設準備支援ということで、開設準備の際にいろいろ必要な物品を取りそろえるということはこの支援の中で可能でございますので、そういった防災・減災の観点も含めた開設というのは当然、事業者さんが考えられていますので、そういった中でもその支援も使っていただけるというのを、もっと我々も広めていかなくちやいけないと思いますし、事業者さんのほうでもうまく使える制度というのを使っていただけるように、お互

いこういうものがあるねということでしっかり進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 国から非常発電の補助金をいただいて2011年に作ったんですけど、2019年の台風第15号のときに停電が3日間ありました。この非常発電機の燃料なんですけど、軽油が今主流だと思いますけど、8時間しかもたなかったです。それで、経産省からの補助金で今回、燃料を非常用発電機に補給する補助金をいただいて、今整備しています。今後も非常発電というのは非常に福祉施設にとって大切なものですが、燃料までというのを私、考えていなくて、8時間しかもたなかったというのはちょっとつらかったです。ぜひほかの施設にも、10年前に作った非常用の発電機ですけど、そういう補助金もあるよということで教えてあげているところが現状です。

【座長】 ありがとうございます。私自身も、少なくとも入所施設は非常用発電を備えて、この時期ですので48時間程度はもってもらえるという、そういう方向に動いていたきたいな。というのは、停電、断水というのは本当にいつでも起こり得ますので、それが命に関わるのが高齢者のそういう入所施設になると思いますので、今の〇〇委員の御発言は大変重い発言だなと思っております。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 高齢者の立場でちょっとお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、非常用の発電機というのは非常に有効だという、これは我々、本当にそのとおりだと思っております。ただ、施設を造るのに避難器具を設置しなさいという、これは建築の関係の話なんですけれども、その中で、一般的な方が御利用になられるような滑り型の垂直で降りる避難袋みたいなものが施設にもあるんですけども、全くお年寄りには利用できない状況でございます。

そんな中で、28ページの階段昇降機みたいなものが、例えば特別養護老人ホームを設置するに当たっては、これを何台以上設けなさいよというような法改正をしていただけると整備が進むのではないかなという気が非常にいたします。これは動画でもせんだって見せていただいたんですけども、非常に有効でございますし、エレベーター等が使えないときに、階段を使って利用者さんを上階へ上げるというようなものには非常に有効に感じたものですから、こんなものを法改正していただけるとうれしいかなと感じております。

以上です。

【座長】 階段昇降機等の設置義務というんでしょうかね、設備を入れるように義務づけしてはどうかという御意見でした。何かございますか。

【事務局】 なかなか、今、〇〇委員のほうからもお話のあった義務づけとなってしまうと、一律にやらなくてはいけないというので、促進的効果は高いんですが、その分、義務ということで非常に重い負担というのも考えなくてはいけないのかなと思います。

ただ、確かに特養さんとか福祉施設の場合、大体、階段を広めに造るようにしていますので、そういった中で、こういった昇降機であったり、階段幅を活用した、人力ではありますが、こういった方法というのが実はまだ知られていない部分も結構あると思いますので、まず、法改正で一律義務づけという前に、まだいろいろできることはあるのではないかなというふうにも思っております。いずれにしても、ここは大事なポイントだと思っておりますので、しっかりと、こういういい取組があるんだということも含めて、行政としては広めていくことを含めて対応していきたいと思っております。

【座長】 ありがとうございます。本当に命に関わる品物なので、ぜひ周知活動等に努めていただければと思います。

〇〇委員、どうでしょう。消防設備ではないですけども、避難設備としてこういうのも。

【委員】 私もこういう話があることは伺っております。やはりそれぞれの施設ごとに、個別個別にニーズに応じて御検討いただくことになるのかなと考えております。消防の観点からはちょっとまた違うんですけども、水害からの垂直避難の関係で有効な施設設備だと考えています。

【座長】 ありがとうございます。ほかにこの第5章で御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

では、先に進ませていただきます。第6章の防災教育及び訓練ということでございますが、説明をお願いいたします。

【事務局】 第6章以降につきましては、6章、9章、10章とまとめて説明させていただきます。7章、8章については、今回、説明は割愛させていただきます。

6章につきましては、「防災教育及び訓練の実施に関する事項」ということで、検討会成果の反映のポイントとしましては、避難確保計画の内容について施設職員、避難支援協力者、施設の利用者の家族などに訓練に参加をしてもらうことが重要であるといったこと、

計画の内容についても施設職員、避難支援協力者、施設の利用者の家族などに周知することが必要であるということ、防災教育を定期的かつ継続的に実施するとともに、実施に当たっては、専門家の協力を得て講習会を行う方法やワークショップ形式で実施する方法などが有効であること、訓練の継続性や避難の実効性確保のためには、様々な種類の訓練を工夫して行うことが有効であること。この訓練の工夫というのは、全てをまとめて1回で訓練をやるのではなく、訓練を分割して行うなど訓練参加者の負担を少しでも減らすようなやり方で訓練を実施することなどがあります。訓練結果を市町村に報告することが必要であり、訓練結果を踏まえて避難確保計画を見直すことが重要であるといったことを記載しております。

次のスライドに行きます。9章ですが、「避難訓練の実施ガイド」といったことで、今、6章で訓練の説明をしましたが、そういった6章に示した避難訓練の解説に沿って訓練が実施できるように、訓練計画の立案方法等について説明しております。

あわせて、市町村への訓練報告を支援するための報告様式についても添付しております。どちらかというと、こちらは活用するためのガイドになります。

最後、10章ですが、「タイムライン作成ガイド」といったところで、タイムラインの意義やタイムライン作成に当たっての留意点について紹介しているとともに、最後にタイムラインのひな形についても御提示させていただいております。

資料6-3の説明は、これで以上になります。

欠席の〇〇委員から意見をいただいておりますのでご紹介させていただきます。

【事務局】 〇〇委員からは2点御意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

1点目は、防災教育に関してです。「各都道府県、市町村等における作成支援について、優良な事例や工夫している事例など、最新の情報を事例集等により適宜更新し、横展開をお願いしたい」ということです。

2点目については、eラーニングに関してです。「講師の派遣による講習会に先立って、事前に一定程度の予習ができれば理解も深まるためeラーニング等の教材は有効と思われる。空き時間に視聴できるよう、パソコンだけでなくスマホやタブレットでも見られる教材にしてほしい」といった意見をいただいております。

【座長】 ありがとうございます。〇〇委員の意見でございました。

この第6章の残りの部分について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

【委員】 よろしいですかね。

【座長】 ○○委員、お願いします。

【委員】 どうしても載せたほうがいいと思っているのは、訓練というのは、この内容というところに含まれるんだと思うのですけれども、本来は目的と目標があるはずなんですよ。それを明記しないと、振り返るときにチェックバックができないんです。だから、今回の訓練、今の御説明にあったように、うわっとやってもいいんですよ。ここだけ今日やりますよということでもいいと思うんだけど、目的が何で目標はこれですよと。例えばこういう人たちをちゃんと所定の時間の範囲内に避難させることができるかどうかということをチェックしますというような。目標があったらチェックバックしやすいので、ぜひ、目的と目標を設定して内容を決めてください。そうしないと、多分、訓練ってメニューだけが独り歩きするんですよ。だから、それをまず1点目は絶対やってほしいなという点です。

それから、2点目は、御説明はさらっと言ったんですけど、タイムライン、これは非常に大切なので、タイムラインをつくる。これは、机の上でつくとみんな立派なものができるんですよ。ただ、球磨川の話もあるけれども、タイムラインに乗れなかったときのいわゆるバックアッププランが多分、非常に大切で、乗り遅れると最後、先ほど○○委員の話にもあったんだけど、緊急安全確保に落ちていくルートになるんでしょうけど、そのこともちゃんとやっておかないと、乗り遅れたときにパニックってしまって思考停止にならないように。きれいなタイムラインは、指導すればみんな書くんですよ。それが漏れ落ちていくところを拾ってあげないと、実効性が多分上がらないので、そこをちょっと考えておいてねと言ったほうがいいかなと思います。

それから、3点目は、先ほどの欠席委員の意見のフォローですけれども、我々も○○県で今独自に幾つかの施設で、難しい施設で避難確保計画のあれをやっていますので、おっしゃっていただければ事例はたくさん提供できると思いますので、遠慮なく言っていただければという3点です。

【座長】 ありがとうございます。事例を提供するという最も心強い御発言をいただきました。ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

【座長】 それでは、○○委員、○○委員、お手が挙がっていますので、その順番でお願いします。○○委員、お願いします。

【委員】 ありがとうございます。2点ありまして、1点目は防災教育についてなんです、防災教育の実施する対象者に加えて御検討いただけるといいなと思うのが、避難支援協力者。避難を支援してくれる方への教育ですとか、あと利用者の御家族向けの教育みたいなのもあるといいと思います。

それから2点目は、今、〇〇委員からも御紹介がありましたタイムラインですが、立退き避難をするのか垂直避難をするのか、また、ハザードもリードタイムがあるときとゲリラ豪雨みたいなきでは対応が異なってきます。ですので、そういう特性も含めて御検討いただく必要があると思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。簡潔な中でも重要な点ですね。タイムラインが1つの計画としてかちっと固まってしまうと、逆に柔軟性に欠けて思考停止に陥る可能性もあるということなので、その辺りは十分に踏まえてもらいたいということだと思います。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。私も〇〇委員と同じくタイムラインのところでコメントをさせていただきます。

まず1つ目は、日中と夜間で職員体制が違っているので別々につくってほしいというのが1つです。

それとあと、特にグループホームなんかがそうだと思うんですけども、土日だと皆さんグループホームで生活していますけれども、平日だと生活介護に行ったり就労に行ったりという感じで人がいなかったりするんで、その違いなんかもちょっと考えてつくらなきゃいけないなと思っていたというのが、それが1つ目です。

2つ目は、先ほどの〇〇委員の意見と多分、通ずるのかなと思って聞いていたんですけども、このタイムラインを一覧化できるようにつくって、職場の人たちで共有することがすごく大事だと思うんですね。そのときに初めて、このラインで動かなくなっただけなんだな今は、というのが分かると思うので、これをどうやって職場で共有するかというところも何か助言なんかを入れていただけるとうれしかなと思っていました。よろしくお願いいたします。

【座長】 ありがとうございます。そうですね、日中と夜間、当然ながら重要ですし、グループホームって比較的自由なだけけれども、逆にコントロールが利かない。そういう

ところに住まわれている障害者の方は非常に多いので、それを上手に対応できるように考えていきたいと思いますという事ですね。

ほかに御意見、御質問ございますか。

では、私からも幾つかお願いというか、意見を申し述べたいと思うのですが、1つは、私、秋田で雄物川の水害のときに全部うまく逃げたという施設に聞きましたら、逃げる前に物だけ全部車に積んでおいて、そして逃げなきゃいけないといったときに利用者を車に乗せる。つまり、車に全部積んでおいたから、あとは人を動かすかどうかのその判断の1点で、避難勧告が当時出たときに人を乗せて逃げた。3施設聞いたら、3施設ともそんな感じでしたので、それは非常に有効かなと。つまり、こういう順番で準備しておきなさいよと。最後は高齢者等避難でも避難指示でもいいんですけども、施設の状況、場所に応じて、そこでやりましょうと。

それから、実際、避難場所は事前に決めた場所と全然違っていたんだそうです。けれども、いろんなシミュレーションをしていた。先ほどのタイムラインが、あそこに逃げるだけじゃなくて様々な避難場所を想定していた。今回こういうことになったのでそっちでいきたいと思いますということで、違う場所であってもスムーズに逃げられた。

それから、特養で聞いた話は、ストレッチャー付きの車が1台しかなかった。ふだんは病院へ運ぶ程度なので1台でいいんだけど、5人避難させなきゃいけなかった。そういうことは全く想定していなかった。だから5往復したんだそうです。そういうのを訓練で、これがボトルネックになるなということを考えておいて、例えばあらかじめ福祉タクシーを手配するとか、役所と相談するとかということが必要だったんだろうと思います。

最後に、〇〇委員のおっしゃった目的と目標があるんですね。それで、アメリカの陸軍の訓練はAARといって、目標は何だったか、それから実際には何が起こったか、その差はどのようにして生じたのか、最後に、では次にどうすればいいか。非常に簡単な4項目。5分くらいで書ける。この4項目を全部書かせる。こういうふうに簡単になっていると、例えば訓練結果を集めたときでも、どこにボトルネックがあるのか、何が難しいのかということがよく分かると思いますので、多分、訓練をやるときにいろいろ付け加えてもいいんだけど、AARはぜひ参考にさせていただければと思います。

【委員】 そうですね。

【座長】 私からは以上でした。ほかに皆様から、全体を通じて何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特にございませんか。皆さん、時間をちゃんと意識していただいて、本当にすばらしい。ありがとうございます。

【事務局】 最後、資料8なのですが、今回、特に紹介をしていませんが、資料8のほうにeラーニングの構成案のほうを載せております。こちらについては次回提示できると思いますので、今回こういった構成で考えているということの御紹介です。

【座長】 でも、せっかくですので、eラーニングについて、何かコメントを。

【事務局】 何かアドバイスをいただければと思います。

【座長】 今の段階で、ざっくりとでもいいですので言っていただけると。先ほど、スマホで見られるといいですねということで〇〇委員のほうから事前に書面であったということですが、全くそう思いますので、その点はぜひお願いしたいと思うんですが、ほかにございますか。eラーニングについて何か御意見は。

【委員】 よろしいですかね。

【座長】 では、〇〇委員。

【委員】 これ、受講していただいて、それを、僕らの大学のeラーニングって、受けると、例えばコンプライアンスの何とか研修を受けると、試験があって、その試験で満点取らないと受けたことにしないみたいなのがあるんですけど、何となく、学んだことをチェックできる仕組みがくっついていたほうがいいかなと。ただ一と受けるだけだと、右から入って左から、その瞬間は覚えているんですけど、出ていくので、留め直すような復習的なポイントだけをもう一回最後に。

【事務局】 最後のところに復習的なものを入れるということですね。

【委員】 そうそう。そういうのがあったほうがeラーニングって効果があるんじゃないかなと思ったりします。

【座長】 私からは、eラーニング、人間というのは、内容よりも身振り手振りだとか雰囲気だとか、そっちからノンバーバルコミュニケーションで受け取る場所が多いんですね。だから、eラーニングを解説する人は、やっぱり専門家のほうがいいんです。きちんと話せて、引きつけられるような方にぜひeラーニングをお願いしたいと思うんです。ナレーションで丁寧に読まれても引き込まれないので、そのところをぜひ御検討ください。

ほかに御意見ございますでしょうか。

では、もし、もう少し言い足りなかった、あるいはこういうところに後で気がついたと

ということがありましたら、ぜひ事務局までメールで御連絡をいただければと思います。

本日の議論はここまでとさせていただきます。熱心な御討議どうもありがとうございました。事務局におかれましては、次回検討会の準備をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は以上となります。では、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 座長、ありがとうございました。本日の議事要旨につきましては、規約に基づき、座長の御確認をいただいた後、国土交通省のウェブサイトにおいて公開することとしております。また、議事録については、各委員の皆様にご確認をいただいた後に、発言者名の氏名を除いて、同じようにウェブサイトで公開することとしております。

次回の検討会は2月頃を予定しております。改めて日程調整をさせていただければと思っています。先ほど座長からお話がありましたとおり、追加の御意見がありましたら、事務局のほうにお寄せいただければと思っています。

それでは、閉会の挨拶を厚生労働省高齢者支援課長の〇〇様をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 では、すみません、座ったままで失礼します。共同で事務局を務めております厚生労働省老健局高齢者支援課長の〇〇でございます。どうぞよろしく申し上げます。

この第1回検討会の終わりに当たりまして、一言、御挨拶申し上げたいと思います。昨年度、御承知のように、熊本県の特養であります千寿園で非常に大きな災害があったところでございますが、今年度も、意外に昨年ほど災害がないような感じで、実は様々にある中で、施設等の被害も、床上、床下浸水を含めて、結構全国的に起こっているという状況がございます。ただでさえ、普通の一般の方にとっても、災害への対応、実際に避難をどうするのかというのは重要なテーマである中で、特に高齢者施設においては、障害施設もそうでございますが、様々な少し介助が必要な部分であったりとか、やはり災害弱者と言われるどうしてもそういう部分というのがあると思います。

こういったところを踏まえながら、いかに避難の実効性を上げる、そのためには十分な時間を確保したり、今日の委員方の御意見もいただきましたように、水平避難なのか垂直避難なのか、または、それに資する器具はどうなのかと。こういったところまで論点をしっかり広げて議論していかなくはいけないのではないかなと思うところがございますし、まさにこれが昨年度の検討会に続いて、今年度行っていく意味ではないのかなと認識してございます。

私自身は、実は国交省からの出向でございまして、過去、水局にもお世話になった人間でございます。特に災害については、水害にしろ、土砂災害にしろ、地震にしろ、毎年のように大きい被害が起きているところでございます。私も水局時代、水局の皆さんと一緒にいろいろと治水対策等も含めて頑張った記憶がございしますが、なかなか被害ゼロというのは、予測不可能なものも含めて難しいと思っておりますので、そういった中でも、しっかりとそういうハード整備も進めながら、これは高齢者施設の防災・減災対策等も含めてではございますが、あとは避難というソフトの部分もしっかり実効性を上げていくということで、昨年が続いて今回の検討会でもしっかりと議論を進めていきたいと考えております。また委員方のお時間を賜りながら、しっかりとそういうところを議論できればと思っております。引き続きよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】 これをもちまして、本日の検討会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —